

旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務の受託者について、公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和 2 年 12 月 10 日

小千谷市長 大塚 昇一

本公告は、令和 2 年度一般会計補正予算の成立を前提とした事前着手手続であり、あくまで受託候補者を決定するものであることに注意すること。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務

### (2) 業務内容

旧小千谷総合病院跡地整備事業に係る図書館等複合施設の基本設計及び実施設計

### (3) 業務期間

契約締結の日から令和 4 年 4 月 28 日（木）までとする。

### (4) 本業務の事業費

150,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

## 2 選定方法

### (1) 選定方法

次の手順により本業務の受託者を選定する。

#### ① 参加資格審査

参加表明書等により、参加資格及び参加条件を満たす者であるかを審査する（非公開）。  
参加資格審査を通過した者には、技術提案書の提出を要請する。

#### ② 第一次審査（書類審査）

参加表明書及び技術提案書等の提出された書類をもとに書類審査（非公開）を行い、優秀な最大 5 者を選定し、第二次審査のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）への出席を要請する。

#### ③ 第二次審査（市民公開のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）（※注 1））

技術提案書の内容について、市民公開のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）により審査（※注 2）し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

※注 1 「ダイアログ（対話）」は、ここでは、審査委員と提案者が、提案内容をもとに本事業の可能性や課題について、相互的に対話することを指す。

※注2「審査」は、非公開とする。

④ 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。本市は優先交渉権者と技術提案書及びダイアログ（対話）の内容をもとにして、本業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、随意契約を締結するものとする。優先交渉権者との交渉が整わない場合は、次点交渉権者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

(2) 審査委員会の設置

本市は、応募者から提出された提案の審査を行うため、「旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、次の委員により、あらかじめ定められた評価基準に基づき、公正な審査を行う。また、審査結果については本市ホームページで公表する。

氏名	役職等
澤田 雅浩	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授
平賀 研也	前県立長野図書館館長
畝森 泰行	株式会社畝森泰行建築設計事務所
大塚 良夫	小千谷市副市長
松井周之輔	小千谷市教育長

(3) 評価基準

「旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務 公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の別表1「第一次審査（書類審査）評価基準」及び別表2「第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））評価基準」により評価する。

(4) 募集及び選定スケジュール（予定）

内容	日程
公告日	令和2年12月10日（木）
参加表明書に関する質問書の受付	令和2年12月10日（木）～16日（水）
参加表明書に関する質問書に対する回答の公表	令和2年12月24日（木）
参加表明書の提出期限	令和3年1月20日（水）
参加資格審査の結果通知	令和3年1月27日（水）
技術提案書に関する質問書の受付	令和3年1月27日（水）～29日（金）
技術提案書に関する質問書に対する回答	令和3年2月5日（金）

内 容	日 程
の公表	
技術提案書の提出期限	令和3年2月19日（金）
第一次審査（書類審査）	令和3年2月下旬
第一次審査結果の通知	令和3年3月2日（火）
第二次審査（プレゼンテーション及び ダイアログ（対話））	令和3年3月13日（土）
第二次審査の結果通知	令和3年3月22日（月）
審査結果の公表・契約締結	令和3年3月下旬

### 3 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 本市の「令和2・3年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録されていること。なお、入札参加資格を有しない者は、入札参加資格審査申請（※注3）を行い、参加表明書の提出期限までに登録を済ませること。

また、設計共同企業体として申請する場合、参加表明書には「設計共同体協定書」（様式第1-2号）を添付するものとする。なお、この場合も設計共同企業体の構成員は「令和2・3年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に単体企業として登録されていること。

※注3 「入札参加資格審査申請」については、本市ホームページ掲載の「令和2・3年度 小千谷市建設コンサルタント等業務入札参加資格申請要領」を参照のこと。

- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなさ

れた場合を除く。

- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立ての場合も含む）をなされていない者
- (7) 小千谷市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (8) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でない者。
- (9) 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、消費税、地方税を滞納していない者。

#### 4 募集手続等

- (1) 本プロポーザルに係る関係書類等の交付

- ① 交付する書類及び資料

- ア 公告の写し

- イ 実施要領

- ウ 資料 1 仕様書

- エ 資料 2 事業指針

- オ 資料 3 様式集

- ② 交付方法

本市ホームページ上で交付する。

URL : <https://www.city.ojiya.niigata.jp/>

- (2) 説明会

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

- (3) 参加表明書等の提出

- ① 提出期限

令和 3 年 1 月 20 日（水）17 時（必着）

- ② 提出方法

持参又は郵送

- ③ 提出場所

「7 事務局」記載の担当部署

- (4) 技術提案書の提出

- ① 提出期限

令和 3 年 2 月 19 日（金）17 時（必着）

- ② 提出方法

持参又は郵送

- ③ 提出場所

「7 事務局」記載の担当部署

## 5 参加報酬

第二次審査参加者のうち、本業務の受託者にならなかった応募者に対し、参加報酬として10万円（消費税及び地方消費税を含む）を支給する。支払方法等については、受託者選定後に事務局より別途通知する。

## 6 その他

- ・詳細は「4 (1)①交付する書類及び資料」によるものとする。

## 7 事務局

担当部署：小千谷市建設課都市整備室

住所：〒947-8501 新潟県小千谷市城内 2-7-5

電話：0258-83-3514

FAX：0258-83-2789

E-mail：kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp